

2025年11月
少額短期保険ハウスガード株式会社

令和7年11月18日大分市佐賀関の大規模火災により被害を受けられました皆さまへ

このたびの災害による被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。
当社では、次の窓口において、お客さまからの被害のご連絡、ご相談、およびお問い合わせを承っておりますので、ご案内申し上げます。

事故・被害のご連絡は、下記窓口までお願ひいたします。
〈ハウスガード 事故受付センター〉

○○ 0120-365-099

24時間365日受付

〈事故受付インターネット窓口〉

当社ホームページの下記画像から事故受付サイトに進みます。



■災害救助法適用地域にお住まいのお客さまへ

当社では災害救助法が適用された地域にお住まいでお被害を受けられたお客さまを対象に、「保険料の支払」ならびに「継続契約の締結手続」につきまして、一定期間の猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。これら措置の適用をご希望のお客さまは、次の窓口までお申し出ください。

〈ハウスガード カスタマーセンター〉

○○ 0120-365-289

受付 9:00~17:00 (年末年始を除く)

適用都道府県	適用市町村	法適用日
大分県	大分市 (おおいたし)	11月18日

以上